

2022年01月「ささづか便り」

# 笹塚仲町会 広報資料 (12月町会定例会資料が元です)

2022年01月19日版  
渋谷区笹塚仲町会

注1:本資料は、あくまで現時点で公表等されている情報と、仲町会広報担当等の知り得る範囲での情報等を根拠として、記載されております。

- 1, コロナ関連
- 2, 地震関係
- 3, 町会改革
- 4, 激甚災害対応国土強靱化関係
  - ・町会有志による情報登録実験
- 5, 小鹿野町様交流取組等
- 6, 編集後記

画像:

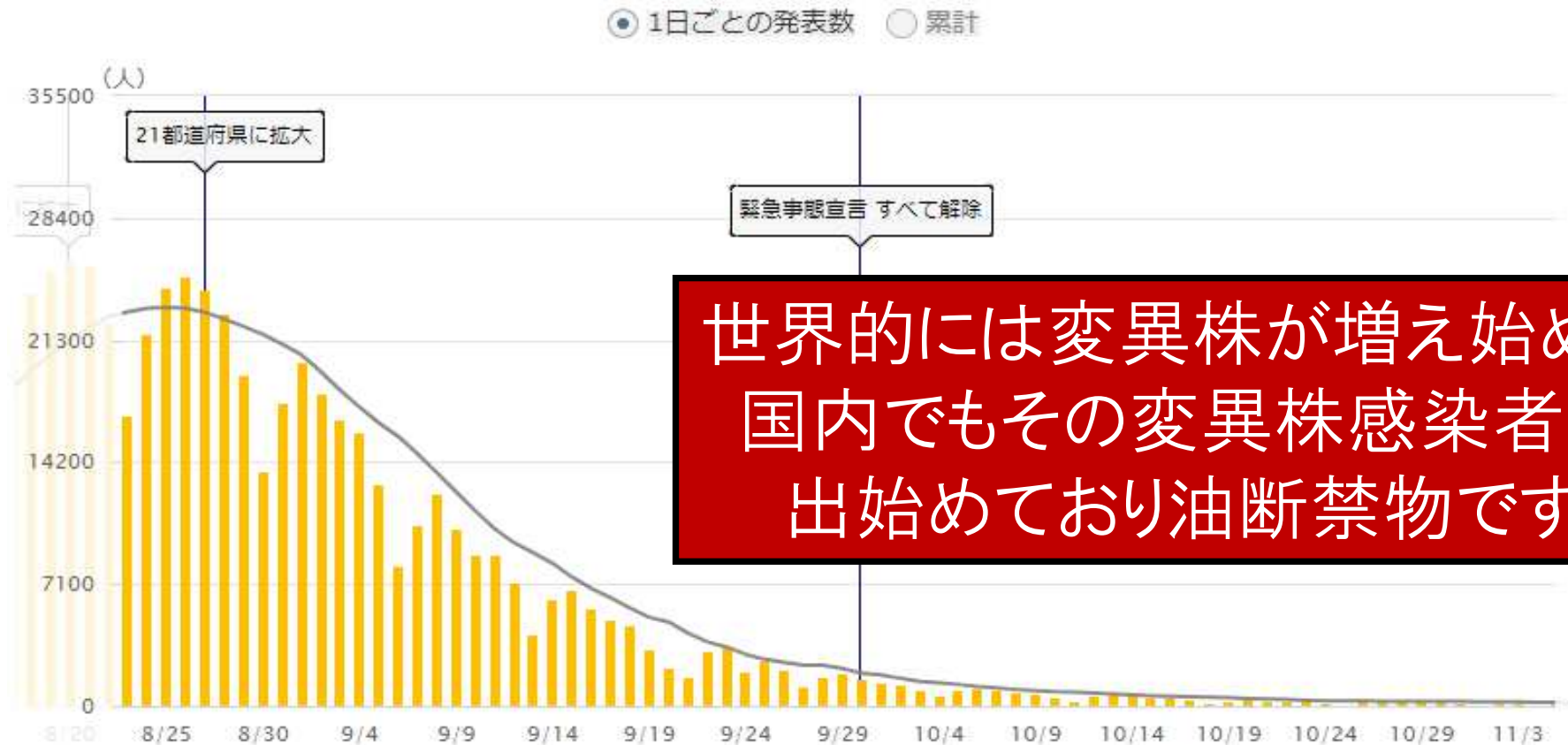
右上は東京直下激甚災害発災想定事前住民情報登録実験  
右下は新たに町会に入る予定のManchies後藤さん(右)



# 1, コロナ関連①

## 日本国内の感染者数 (NHKまとめ)

12月17日時点 **183人**



2021年07月02日の国内コロナ感染症者数は、80万4036人 重症者511人

2021年09月03日の国内コロナ感染症者数は、154万5606人 重症者2221人

2021年10月01日の国内コロナ感染症者数は、170万2638人 重症者778人

2021年11月01日の国内コロナ感染症者数は、172万2603人 重症者122人

2021年12月18日の国内コロナ感染症者数は、172万9946人 重症者26人

**出典**：日本国内の感染者数 NHK <https://www3.nhk.or.jp/news/special//coronavirus/data-all>

# 1, コロナ関連②

## 日本国内の感染者数 (NHKまとめ)

1月18日時点 **32197人**

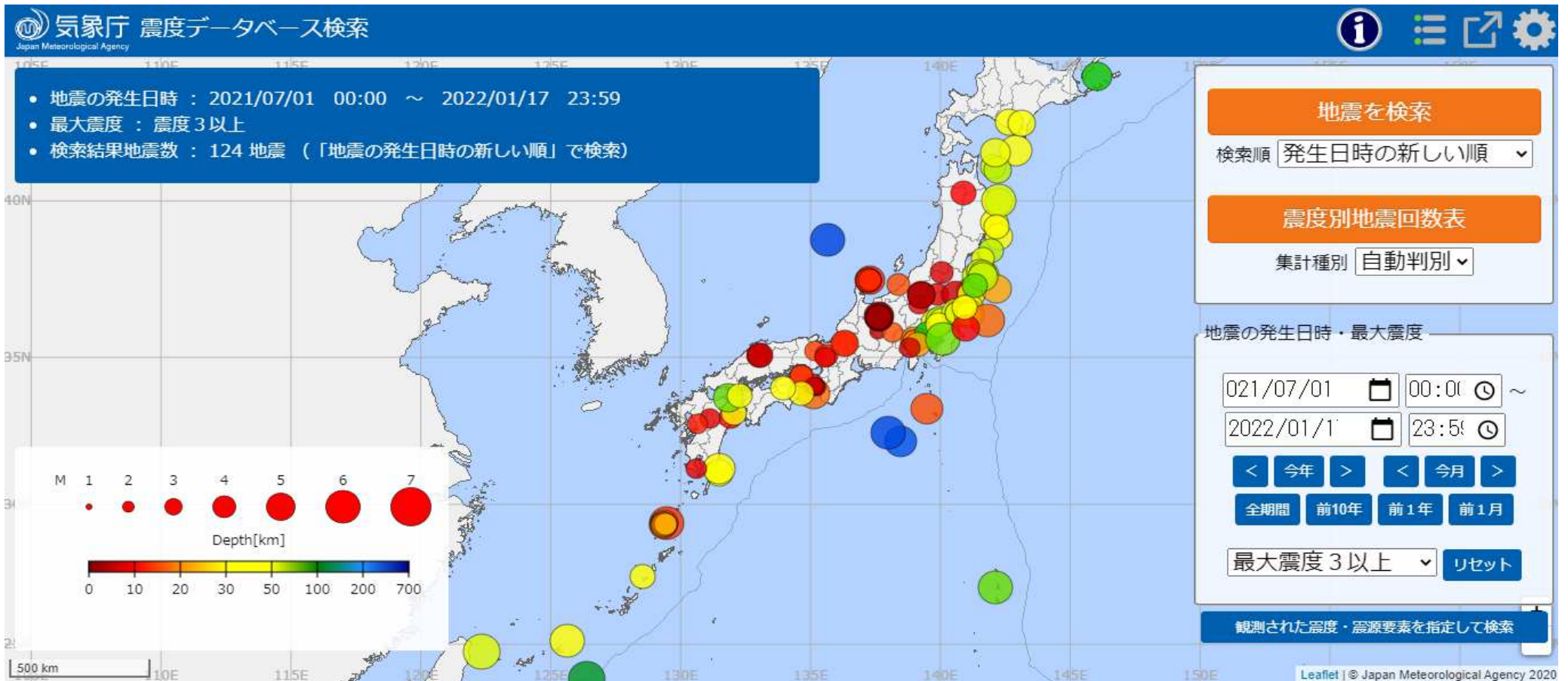


2021年09月03日の国内コロナ感染症者数は、	154万5606人	重症者2221人
2021年10月01日の国内コロナ感染症者数は、	170万2638人	重症者778人
2021年11月01日の国内コロナ感染症者数は、	172万2603人	重症者122人
2021年12月18日の国内コロナ感染症者数は、	172万9946人	重症者26人
2022年01月18日の国内コロナ感染症者数は、	193万8193人、	重症者261人

**出典**：日本国内の感染者数 NHK <https://www3.nhk.or.jp/news/special/coronavirus/data-all/>



# 2, 地震関係



昨年末頃、一時地震活動が小康状態といった時期がありましたが、再び活動が活性化している感があります。こうした感覚は、地球規模の活動からすると単なる気まぐれ程度の話です。01月15日13時頃にトンガで発生した大規模噴火は、過去に観測したことのない潮位変化が日本でも観測され養殖業等に大きな被害が出ました。現地や海外においては人命も奪われています。未だ自然は未知です。

出典:気象庁WEB07月01日~2022年01月17 <https://www.data.jma.go.jp/svd/eqdb/data/shindo/>  
トンガ諸島付近噴火関係 <https://www.jma.go.jp/jma/press/2201/16b/202201161415.html>

# 3, 町内会活動改革

## 過去に何度か提示してきた町内会活動活性化等に向けて

### ① 町会活性化につながる取組をやる

- ・新たな提案等の採択までの手順が不明
- ・ある程度町会員に町会としての活動を自主的に行うことを認めてはどうか

### ② 限られた町会役員等でいかに町会活動を維持継続するか

- ・町会全体の年間行事や各役職の職務内容洗い出しと、改めての分担決め

### ③ 各役職者が実際に、何時、何処で、どの様な活動を、どの様に実施しているのか

- ・各役職者が実際にやっている活動内容を全て書き出し町会で共有する

### ④ 負荷の大きな役職は、職務を町会内で作業分担を決めて割りふる

- ・一人で担うには重い役職の場合は、主担当者の下に作業分担を請負う者を定めるか、受けられない場合はその職務を廃止又は一時停止する

### ⑤ 魅力的な町内会にしよう

- ・町内会活動は実は地域社会を支える大事な組織であり活動
- ・もっと知ってもらい、新しい人やお店等を取り込むような取組もやってみましょう

# 4, 激甚災害対応国土強靱化関係

## 発災時の自助、共助に関する地域問題点のうちのひとつ：

- ①各町会は、自治体が災害対策基本法の定める名簿作成や個別避難計画作成等の事前提供から個別避難計画を具体化に協力する立場である。  
**本来は積極的に社会貢献したいが、情報漏洩等による責任問題等が怖い。**  
・・・強盗や人命被害可能性も否定できず、紙でもデジタルでも安全管理は必須。
- ②狭い町会地域で預かった機微な個人情報等を漏えい等したら、**非常に肩身の狭い思いをして生活しなければならなくなる。**—ボランティアの結果不愉快になるのは嫌。
- ③「避難行動要支援者名簿」の個人情報保護法上の**安全管理義務が必須。**
- ④「個別避難計画」の災害対策基本法上の**秘密保持義務も加わります。**  
(令和3年5月に成立した「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律」による) ・・・**紙情報不携帯や紛失問題、担当者不在時等のデジタル活用へ。**



○自治体—法令上の義務を地に足の着いた形で実現したい

・避難を支援する者の確保

○町内会含む自主防災組織等—本当は安心して地域や社会貢献したい

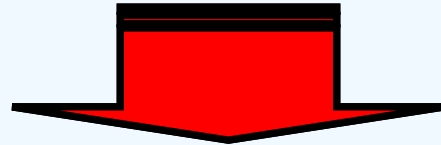
・発災時に知人友人等を一人でも多く助けたい

出典：内閣府 避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針

<http://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/youengosya/r3/pdf/202105shishin.pdf>

## 4, 町会有志による情報登録実験①

- ◎激甚災害は何時発生するか予知できない
- ◎一人でも多く救える命を助きたい
- ◎誰かが助けに行く(本来の担当不在でも)
- ◎住民も自ら必要な情報を提示できると良い



- ☆公助はすぐに来ない
- ☆町会と地域住民の交流と準備・訓練が大事
- ☆助ける、助かる為の基本的情報が必用
- ☆町会で安全に事前登録できて、必要な時に本人に提示できればいいじゃないか



# 4, 町会有志による情報登録実験②

## 令和2年改正法の概要

### 1. 個人の権利の在り方

- **利用停止・消去等の個人の請求権**について、一部の法違反の場合に加えて、**個人の権利又は正当な利益が害されおそれがある場合にも拡充**する。
- 保有個人データの開示方法（現行、原則、書面の交付）について、**電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにする。**
- 個人データの授受に関する**第三者提供記録**について、**本人が開示請求できるようにする。**
- 6ヶ月以内に消去する**短期保存データ**について、保有個人データに含めることとし、**開示、利用停止等の対象とする。**
- オプトアウト規定（※）により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、**①不正取得された個人データ、②オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とする。**  
（※）本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度。

自己情報コントロール権の強化への第一歩

### 2. 事業者の守るべき責務の在り方

- 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれ大きい場合（※）に、**委員会への報告及び本人への通知を義務化する。**  
（※）一定の類型（要配慮個人情報、不正アクセス、財産的被害）、一定数以上の個人データの漏えい等
- **違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化する。**

取得利用(スタンバイ)する個人情報最小化

おそれが生じた場合にも負荷発生

### 3. 事業者による自主的な取組を促す仕組みの在り方

- 認定団体制度について、現行制度（※）に加え、**企業の特定分野(部門)を対象とする団体を認定できるようにする。**  
（※）現行の認定団体は、対象事業者の全ての分野(部門)を対象とする。

おそれが生じた場合にも負荷発生

### 4. データ利活用の在り方

- 氏名等を削除した「**仮名加工情報**」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、**開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和する。**
- 提供元では個人データに該当しないものの、**提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付ける。**

### 5. ペナルティの在り方

- 委員会による命令違反を**上げる。**
- 命令違反等の罰金について、法人と個人の資力格差等を勘案して、**法人に対しては行為者よりも罰金刑の最高額を引き上げる(法人重科)。**

刑事罰法人最大罰金1億円+懲役、当事者や株主等からの、民事訴訟可能性も否定できない

### 6. 法の域外適用・越境移転の在り方

- 日本国内にある者に係る個人情報等を取り扱う外国事業者を、**罰則によって担保された報告徴収・命令の対象とする。**
- 外国にある第三者への個人データの提供時に、**移転先事業者における個人情報の取扱いに関する本人への情報提供の充実等を求める。**

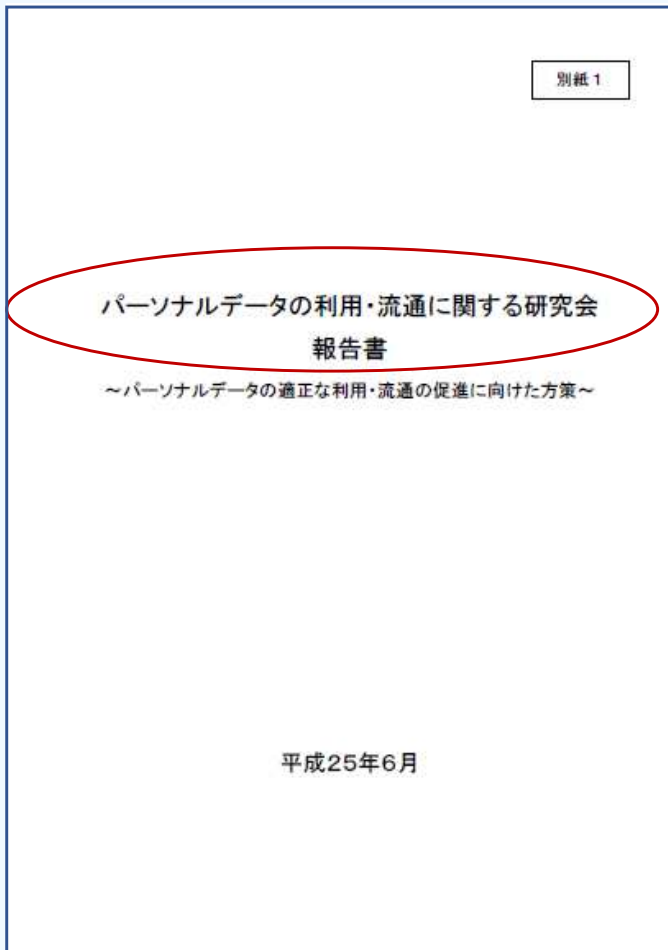
国際的プライバシー保護、特にEU GDPR

# 4, 町会有志による情報登録実験③

「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会報告」の関連記載

[https://www.soumu.go.jp/main\\_content/000231357.pdf](https://www.soumu.go.jp/main_content/000231357.pdf)

## 代表的秘密分散技術GFI電子割符®関連（事実上匿名化技術）



### ①GFI電子割符®関連：P.32 より

6. パーソナルデータの保護のための関連技術の活用

#### (1) 基本的な考え方

パーソナルデータの適正な利活用の促進のためには、プライバシーを保護するために利用可能な技術（プライバシー強化技術：Privacy Enhancing Technologies (PETs)）を最大限に有効活用することが適切である。

他方、プライバシーを保護するために利用可能な技術に関しては、当該技術を適用することで、パーソナルデータの利活用に関するルールの遵守がどのように確保されることになるのかについて、具体的かつ分かりやすく説明していくことが必要である。

#### (2) 具体的な方向性

特に、情報理論的安全性を有する秘密分散技術を適用しているデータについて、復号するために必要となる数の分散データが漏えいしていないことが確実である場合には、漏えいしたデータを他の分散データと組み合わせ復号した場合に保護されるパーソナルデータとなるものが含まれているとしても、当該漏えいしたデータのみでは有意な情報がないことから、実質的影響はないものとして捉えることが可能である（68）。

解説：

(68) 電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン第22条第1項第2項及びその解説参照。

出典：[https://www.soumu.go.jp/menu\\_news/s-news/01ryutsu02\\_02000071.html](https://www.soumu.go.jp/menu_news/s-news/01ryutsu02_02000071.html)

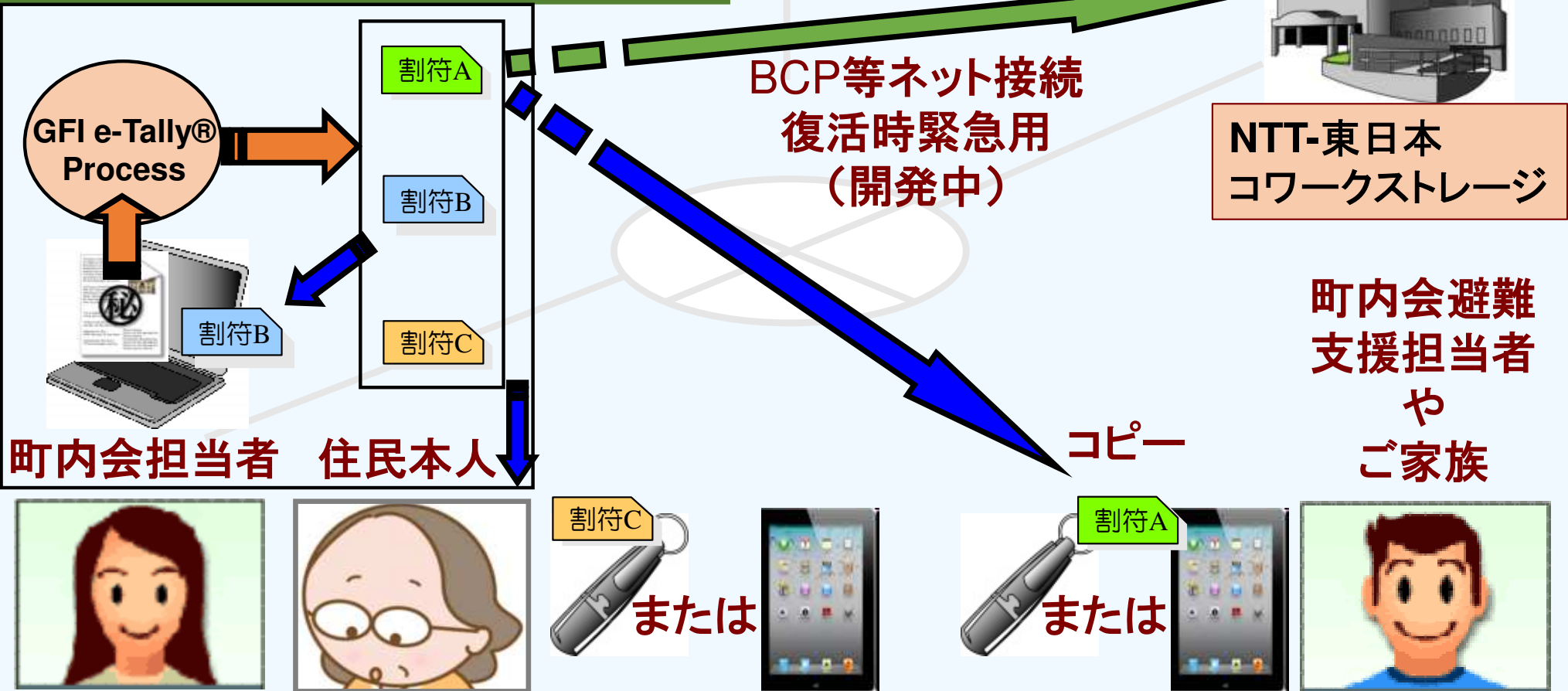
総務省 「パーソナルデータの利用・流通に関する研究会」報告書の公表 平成25年6月25日

# 4, 町会有志による情報登録実験④

組織リスクとなる情報を割符化し漏洩等の禍根を断つ

割符化と分散保管等の処理は自動化されている。  
ただし少なくとも一つのクラウドは、MFA認証で保護。

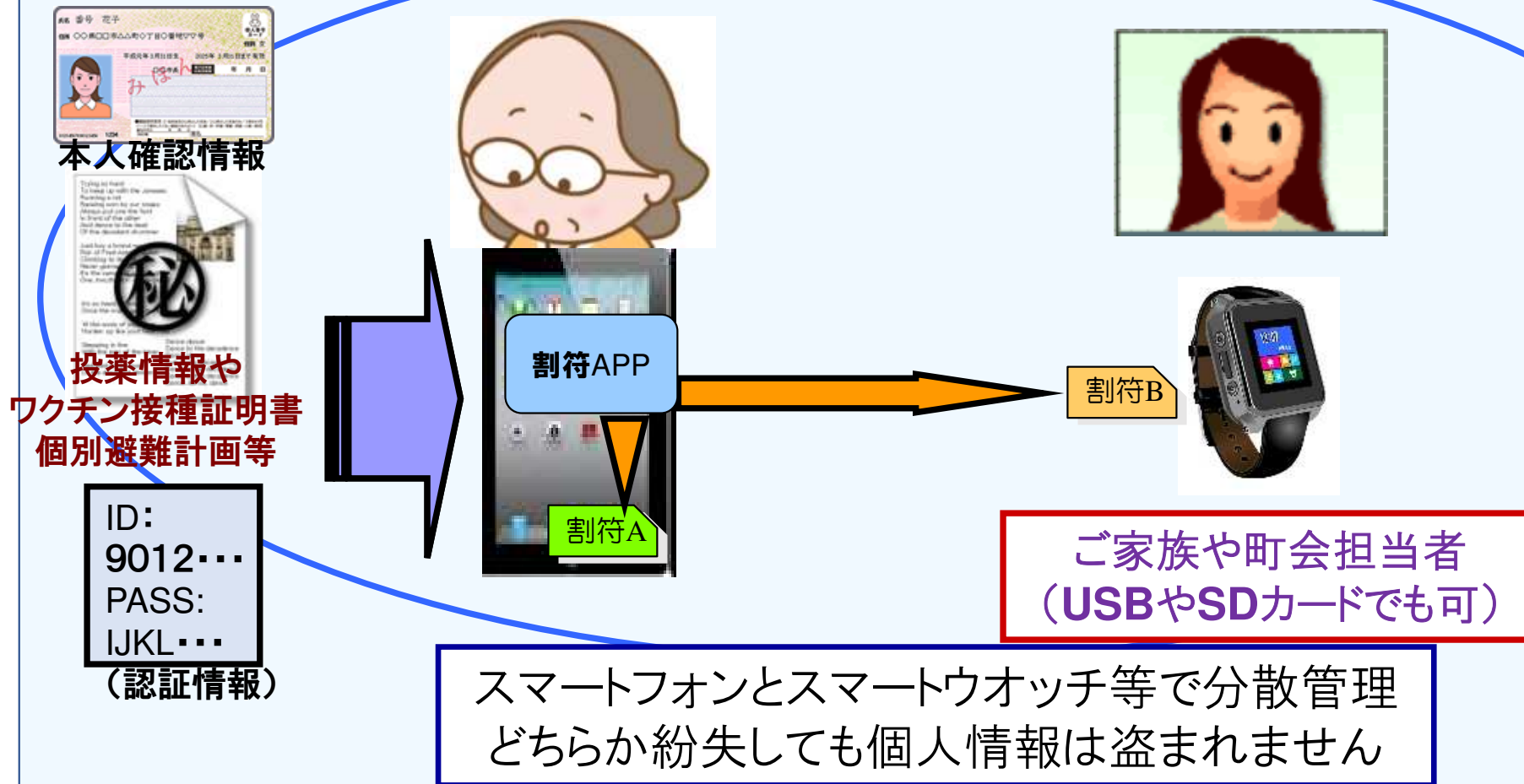
安全確保の処理は、自動化されている。  
ブラックアウトやネットワーク不通も配慮





# 4, 町会有志による情報登録実験⑤

町会担当者や住民自身の保有する機微情報を  
平時に割符化して保管



# 5, 小鹿野町様交流取組

## ①小鹿野町様へのご挨拶と今後の取組について等

- ・モニターツアーは来年2～3月上旬で計画中。
- ・同時に町会関係者で仲町会から避難時を想定した避難受入実験も行う予定。
- ・急速にコロナの新規感染者数が減少しましたが、海外では再び変異株が増加し始め国内でも感染者が出て、小鹿野町様として日程確定が難航しているようです。
- ・ご挨拶はいつものように日帰りではなく、12月10日～11日に一泊し親睦を深めてきました。

## ②平時からの小鹿野町様との友情交流

- ・上記モニターツアー実施（費用がコロナによるスペース確保で5000円/人位に変更予定）
- ・古民家等を町会や笹塚幼稚園、関係者等で共同で借り受けることの検討開始。
- ・保倉は個人の会社の本社を移転させることの検討開始。
- ・現地の子供と笹塚の子供の交流できないか。
  - ・お囃子を習ったり、虫狩りしたり、キャンプしたり・・・。
  - ・夏季二週間くらいを小鹿野町に学校の先生も含めて移動し、現地の子供たちと交流。
- ・小鹿野町から都会に進学した子の安心できる住戸を確保したいとのこと。
- ・小鹿野町と渋谷区の合併???

## ③万が一の際に一人でも多くの命を救うために

- ・笹塚仲町会の取組みに関し、内閣府（防災担当）や個人情報保護委員会に取組み内容に問題がないかを確認したうえでの取組です。
- ・**肝要なのは、各位ができる範囲の日々の防災意識向上への努力と実際の行動訓練です。**



# 5, 小鹿野町関係者様へのご挨拶

目的：保倉と鶴田で行って来ました。

- 1, 仲町会との友情交流都市関係者様へのご挨拶
- 2, 古民家借りる件
- 3, 笹塚幼稚園園長様ご希望  
園児小鹿野町訪問やお囃子勉強、自然体験等の件
- 4, 避難想定住民情報復元テスト
- 5, モニターツアーの件
- 6, 現地関係者様との親交を深める、他



# 5, ご挨拶等予定行程-1



行きの西武特急社内写真  
レッドアロー号(ラビュー)  
超快適です。でも、本当に  
新宿発の列車を運行して  
欲しい！！！！



西武秩父駅の日帰り湯祭りの湯と  
お土産屋さんの建物  
秩父のフードコートも入ってます。



見学場所の秩父ミュージアムパークに  
隣接する埼玉県防災基地に行く  
消防ヘリによる訓練が行われて  
いました。  
写真は被災者のつり上げ救助風景。



## 5, ご挨拶等予定行程-2



山頂の秩父防災基地の入り口。山頂のアミューズパークに避難もできるし、小鹿野町へは車で20分ほど。町営バスに迎えに来ていただくと良いのですが。

救出してぐるっと空を回って防災基地のヘリポートに着陸。小鹿野町にもヘリポートや、着陸可能な場所は多数あります。

今年整備された有力者奈倉氏の砦跡地。



## 5, ご挨拶等予定行程-3



史跡整備の苦勞等をお聞きした。  
でも、とにかく自然の土の上に  
枯れ葉が積もった足元が、  
気持ちいいいいー。

史跡碑近くには、香りの良い  
木材チップが敷き詰められて  
いました。フィトンチット。

しかし本当に、土を踏む感触が  
気持ちいい。  
やっぱり人間、こういう土を踏んで  
生きてないと健康で居られない  
気がする。



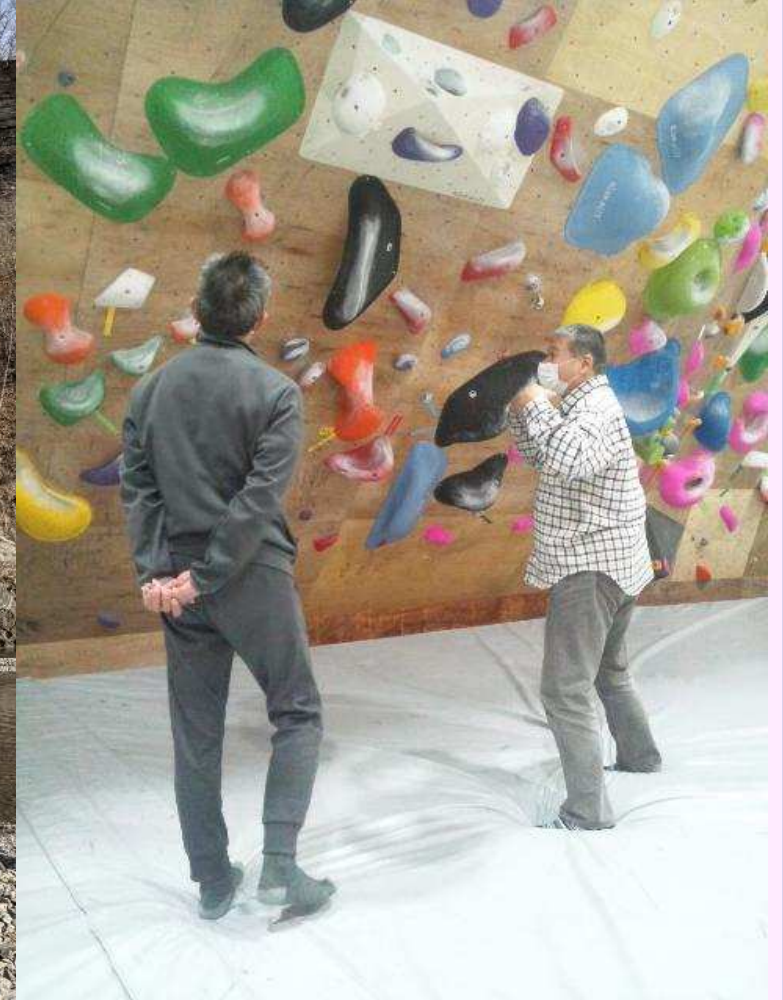
## 5, ご挨拶等予定行程-4



奈倉史跡近くの古民家。  
町会や笹塚幼稚園、その他  
関係者等で借りてもよい。  
利用しない期間はゲストハウス  
として有料貸出とか。



手前の川の水が透き通って  
いるのが判るでしょうか。  
地層中には化石が沢山  
埋まっています。

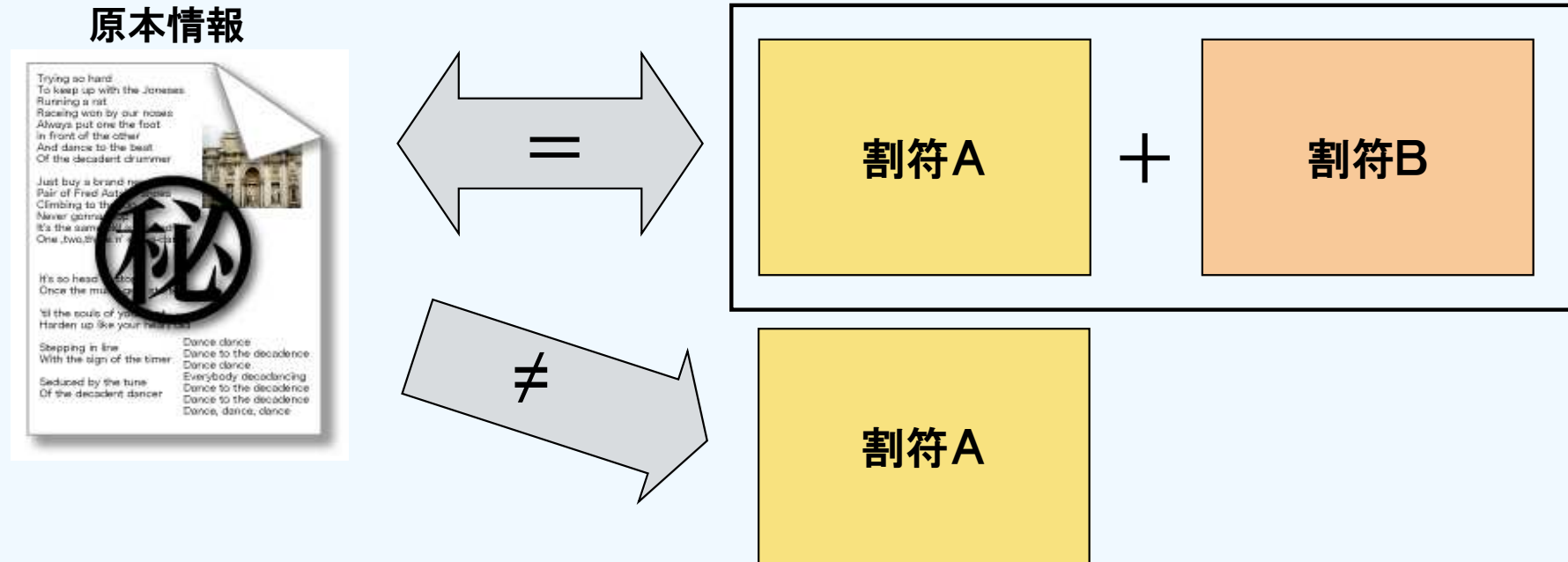


鶴田さん、ボルダリングに  
関心を示す。何気に結構うまく  
て、現地のインストラクターさん  
が、無償でコーチ。



# 情報登録で利用するGFI電子割符®とは①

データの種別を問わずデジタル原本情報をビットレベルで分割し、  
毎回異なる振分けを行い割符を生成することで、**流出しても**  
復元に至らない数の割符では原本情報に復元出来なくする技術です。



**実務時には**復元に必要な割符から原本情報を復元できます。

内閣官房情報セキュリティセンター(現:内閣サイバーセキュリティセンター)

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準(2005年12月版(全体版初版)) 解説書

(要機密情報移送時の安全確保(強化遵守事項)、モバイルPC内の要機密情報の安全確保)

<http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/k303-052c.pdf>

政府機関の情報セキュリティ対策のための統一技術基準(平成24年度版) 解説書(サーバー装置内の要安定情報の安全確保)

<http://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/K305-111C.pdf>

政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン(令和3年度版)(秘密分散技術を用いて、秘匿すべき情報を複数のデータに分割することで、そのうちの一つを窃取しても元の情報を一切復元できないようにすることができる。)

<https://www.nisc.go.jp/active/general/pdf/guider3.pdf>

# 情報登録で利用するGFI電子割符®とは②

管理手法 外部の評価	平文	暗号化	割符化
完全違反	○		
漏洩に該当		○	
該当せず			○

個人情報への技術的安全管理措置の違いによる、**実際に漏えいが発生した際の組織外からの見え方の図**。  
 (平成27年02月20日経済産業省確認一注:復元に至らない一部の割符が出た場合、一部の割符であっても、何か管理ファイルが出たという事実までは消せないが)

## 訴訟リスクの回避(\*)

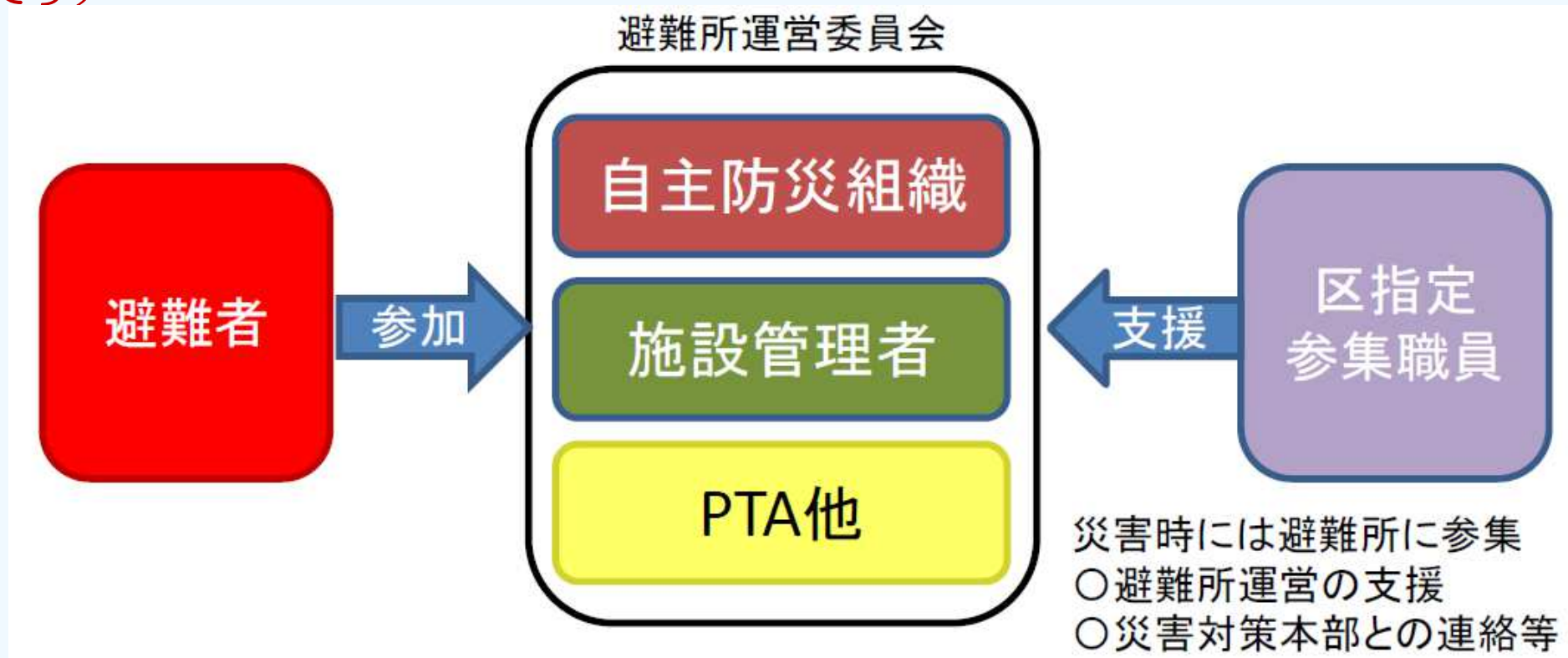
一般に訴訟を提起する場合、原告となろうとする者が、自らの権利を侵害するものであることを示す必要がある(**原告適格**)。ところが本件における個々の電子割符が誰の情報であるかを特定することができず、結局仮に誰かがこれを取得したとしても、その情報が自身のもの(個人情報)であることを立証することができないため、原告たりえないという結論となる。こうして、**電子割符技術により、多くの場合訴訟リスクも回避される**と考えられる。

(\*) ECIにおける情報セキュリティに関する活動報告書2009「秘密分散に関する技術ガイドラインおよび秘密分散技術利活用に関するガイドライン」、  
 ECOM、2010年3月。TF1法的意見書 牧野総合法律事務所 弁護士 牧野二郎 <http://www.jipdec.or.jp/archives/publications/J0004291>

# 参考：渋谷区避難所運営基本マニュアル①

## ○避難所の開設

・避難所は震度6弱以上の地震が発生した時は、開設の可否を判断せず自動開設を行います。震度5強の地震が発生した時は、自主防災組織、施設管理者および区災害対策本部が開設協議を行い、必要に応じて避難所を開設します。（町内会は自主防災組織です）



出典：渋谷区避難所運営基本マニュアル(第一版) 渋谷区危機管理対策部防災課 令和3年4月

# 参考：渋谷区避難所運営基本マニュアル②

## ○避難者の受入れ

- 避難所の安全点検が終了し、施設が避難所として安全に利用できる場合は、避難者の受入れを行います。学校入口や昇降口など、適切な場所に受付を設置し、「避難所開設キット」にある避難所利用者登録票（様式5-1）などを用いて受付を行います。この際、人と人との距離を保ちつつ、感染症を含む傷病者、妊婦、乳幼児、身体障がい者等の方々と健常者の誘導について、受付・案内の要領、明確な動線の確立が重要です。このため、各施設に応じた使用区分（ゾーニング）の明確化が必要です。
- 避難所の受け入れ原則（防災基本計画）、避難所に避難したいかなる避難者（区外居住者、ホームレスなど）も、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることを原則とします。

### 関係者への連絡

開設が決まったら、速やかに関係者に連絡し協力依頼をしてください。

組 織	連絡先
自主防災組織	避難所運営委員 町会メンバー
施設管理者（学校）	学校職員等
施設管理者（学校以外の区有施設）	施設職員

出典：渋谷区避難所運営基本マニュアル（第一版） 渋谷区危機管理対策部防災課 令和3年4月



# 参考：渋谷区避難所運営基本マニュアル③

## ○避難者支援（共助）

避難をしていく人の中には高齢者や障がい者、妊産婦、乳幼児、傷病者、LGBTQなど生活をしていくうえで配慮が必要な方もいます。大きな災害が起きた時にこそ、周囲に目を配り思いやりや助け合い（共助）を心掛けましょう。一人暮らしの高齢者などで避難所に来ていない人は、可能な範囲で安否確認等を行います。

避難所を訪れる人はさまざま



避難所のルールを作り、周知徹底することが大切です。

避難所の環境整備を衛生環境、生活環境、トイレ、ごみ、ペット、防犯対策、感染症対策、要配慮者と分野に分けて特に気を付ける必要があります。

出典：渋谷区避難所運営基本マニュアル（第一版） 渋谷区危機管理対策部防災課 令和3年4月



# 編集後記

事前に町会で安全に情報登録し、手ぶらで避難所に来ても投薬情報や緊急時連絡先、ワクチン接種記録等を開示し自助共助に役立てる

内閣府TEAM防災ジャパンのご縁で11月05日内閣府岩手ぼうさいこくたいで、内閣府様と釜石市様にご説明。「このレベルの取組をしている町会は全国的にも聞いたことがない。」とのこと。

**写真：**

東京直下激甚災害発災想定事前住民情報登録実験2021年10月11日笹塚仲町会事務所にて



あの日に戻れたら。あなたは何をしますか。阪神淡路や東日本大震災の後に防災関係者等で良く話題になったことです。発災してからでは遅いのです。平時からの準備が重要です。